

よくあるご質問

当日、急用のため行けなくなったので、席を友人に譲りたい。

指定席券のお引渡しは、ご購入いただいた会員様ご本人に限らせていただいております。ご家族、ご友人を含め、他の方への譲渡・転売はできません。

抽選は、いつどのように行っているのか？

抽選申込が終了したご利用週の月曜日に抽選を行います。コンピューターによりご予約いただいた情報をもとにランダムに抽選いたします。第1希望だけで規定席数を超えた場合は、第2希望以降の抽選は実施いたしません。

指定席ネット予約での利用環境について教えてください。

パソコン、スマートフォン、携帯電話の利用環境につきましては以下のURLにアクセスしていただき掲載されています推奨環境をご確認ください。

<http://www.jra.go.jp/card/guide/index.html>

競馬場指定席で無線LAN(Wi-Fi)は、使用できますか？

指定席エリアの他にパドック付近、一般席や映像ホールなど椅子が設置されているエリア、インフォメーション付近でもご利用になれますが、一部ご利用できないエリアもございますので、詳しくは各競馬場にてご確認ください。

エリア検索画面の「1. 席番号から検索」入力欄で、下の図の数字を入れてもエラーになる。

1. 席番号から検索	
ア	付近
選択	
2. エリアから検索	
黒数字	残席数
満	満席・購入不可
4コーナー	
投票所	コース
後列	前列
キーオ	エア
15	9 6
14	8 15 ↓
13	満 満 ↓
12	満 5 [コア] ↓
10	満 満 ↓
投票所	コース
キーオ	エア
後列	前列
投票所	コース
1コーナー	
前列	付近
12	12
選択	

左の図は、「2. エリアから検索」用の図で、数字は柱番号となります。

「1. 席番号から検索」入力欄を使用される場合は席番号をご入力ください。

この数字は柱番号です。図の下にある選択入力欄をお使いの際にご参照ください。

選択入力欄

日本中央競馬会『指定席カード予約』会員約定

私は、日本中央競馬会の競馬場において指定席のカード予約制度を利用するにあたり、競馬に関する法令、日本中央競馬会の規程及び下記の条項を遵守することを確約します。

記

(趣旨)

第1条 この約定は、日本中央競馬会(以下「JRA」といいます。)の競馬場における指定席のカード予約制度(以下「予約制度」といいます。)について、利用の条件その他必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この約定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによりする。

- (1) 「JRAカード」とは、予約制度に用いるためJRAシステムサービス株式会社(以下「JRASS」といいます。)とJRAが指定するカード会社(以下「提携カード会社」といいます。)が発行するクレジットカードをいいます。
- (2) 「会員」とは、予約制度を利用することができる者としてJRAが登録した者をいいます。

(会員)

- 第3条 会員となることを希望する者は、あらかじめJRAカードの発行を受けなければなりません。
- 第4条 JRAは、会員となることを希望する者がJRAカードの発行を受けたことについて、提携カード会社からJRASSを通じて連絡を受けたときは、その者が第25条各号のいずれかに該当する場合を除き、会員として登録します。
- 第5条 会員が予約制度に用いることができるJRAカードは、1人につき1枚に限るものとします。
- 第6条 JRAカードの発行を受けている会員が、新たなJRAカードの発行を受けた場合は、当該新たなJRAカードは予約制度に用いることができません。
- 第7条 会員は、JRAが別に定める手段により、予約制度を利用するものとします。

(先着発売と抽選発売)

第4条 JRAは、カード予約の対象となる競馬場の指定席(以下「指定席」といいます。)の発売を、先着順による発売(以下「先着発売」といいます。)又は抽選による発売(以下「抽選発売」といいます。)の方法により行います。

第5条 指定席の種類、席数、指定席料の金額、発売の方法等についてはJRAがこれを別に定め、会員に通知するものとします。

(同伴者の指定席利用)

第6条 会員は、JRAが別に定めるところにより会員と同伴して指定席を利用する者(以下「同伴者」といいます。)の購入申込又は抽選申込を併せて行うことができるものとします。ただし、同伴者の指定席の利用については、会員が責任をもって保証しなければなりません。

第7条 同伴者についてこの約定の規定に違反する事実又は行為が認められたときには、JRAは当該会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

(先着発売の購入申込)

第8条 会員は、先着発売の行われる指定席を予約するためには、JRAが別に定めるところにより購入申込を行わなければなりません。

第9条 JRAは、購入申込された座席数が、指定席ごとに定める座席数(以下「指定席数」といいます。)に達した場合は、購入申込の受付を終了します。

(先着発売の契約成立)

第10条 先着発売の売買契約は、会員が先着発売において指定席の購入申込を行い、JRAの計算機がその内容を受理した時点で成立するものとします。

(先着発売の購入取消手続き)

第11条 会員は、前条の規定により売買契約が成立した指定席(以下「先着購入席」といいます。)の購入を取り消すときには、JRAが別に定めるところにより購入取消手続きを行わなければなりません。

第12条 先着購入席の購入取消手続きは、当該利用日の前日のJRAが別に定める時刻までに行わなければなりません。

第13条 会員がJRAが別に定める期間において先着購入席の購入取消手続きを行ったときは、JRAはキャンセル料として当該席の指定席料の2割に相当する額を徴収します。

(抽選発売の抽選申込)

第14条 会員は、抽選発売の行われる指定席を予約するためには、JRAが別に定めるところにより抽選申込を行わなければなりません。

(抽選申込の受付)

第15条 JRAは、抽選申込された座席数が指定席数を上回る場合には、抽選により当選者を決定するものとします。

第16条 抽選申込された座席数が指定席数を上回らない場合には、当該抽選申込を行ったすべての会員を当選者とみなすものとします。

(抽選申込の抽選確認)

第17条 会員は、抽選申込を行ったときは、JRAが別に定めるところにより、当該抽選申込の当選又は落選の確認(以下「抽選確認」といいます。)を行うとともに、当選した場合には、当該当選した指定席に係る購入申込を行わなければなりません。

日本中央競馬会『指定席カード予約』

2 会員が前項の抽選確認又は購入申込を行わなかった場合は、当該抽選申込は無効となるものとします。

(抽選発売の契約成立)

第12条 抽選発売の売買契約は、会員が当選した指定席の購入申込を行い、JRAの計算機がその内容を受理した時点で成立するものとします。

(抽選発売の購入取消手続き)

第13条 会員は、前条の規定により売買契約が成立した指定席(以下「抽選購入席」といいます。)の購入を取り消すときには、JRAが別に定めるところにより購入取消手続きを行わなければならないとします。

2 抽選購入席の購入取消手続きは、当該利用日の前日のJRAが別に定める時刻までに行わなければならないとします。

3 会員が抽選購入席の購入取消手続きを行ったときは、JRAはキャンセル料として当該席の指定席料の2割に相当する額を徴収します。

(抽選発売における空席・キャンセル席の発売)

第14条 JRAは、抽選発売の対象となる指定席について、抽選申込された座席数が指定席数に満たない場合又は購入の取消し等により指定席の残席(以下「空席・キャンセル席」といいます。)が発生した場合は、JRAが別に定めるところにより当該空席・キャンセル席を発売し、会員は先着順により空席・キャンセル席を購入することができるものとします。

(空席・キャンセル席の契約成立)

第15条 空席・キャンセル席の売買契約は、会員が空席・キャンセル席発売において指定席の購入申込を行い、JRAの計算機がその内容を受理した時点で成立するものとします。

(空席・キャンセル席の購入取消手続き)

第16条 会員は、前条の規定により売買契約が成立した空席・キャンセル席の購入を取り消すときには、JRAが別に定めるところにより購入取消手続きを行わなければならないとします。

2 空席・キャンセル席の購入取消手続きは、当該利用日の前日のJRAが定める時刻までに行わなければならないとします。

3 会員が空席・キャンセル席の購入取消手続きを行ったときは、JRAはキャンセル料として当該席の指定席料の2割に相当する額を徴収します。

(指定席券の引渡し)

第17条 JRAは、会員及びその同伴者の指定席の利用にあたり、その利用日当日に当該競馬場において、指定席券を引渡すものとします。

2 指定席券の引渡し場所は、JRAがこれを別に定め、会員に通知するものとします。

3 指定席券の引渡しは、その予約を行った会員本人に限り受けることができます。

4 会員が同伴者の指定席券の引渡しを受けようとする場合は、原則として引渡し場所に当該同伴者を伴わなければならないとします。

5 会員は、指定席券の引渡しを受けるときには、会員本人のJRAカードを提示しなければならないとします。

6 会員及びその同伴者は、他人に指定席券を譲渡し、又は他人からの委託により指定席券の引渡しを受けなければならないとします。

7 会員又はその同伴者が前項の規定に違反した事実が認められたときには、JRAは当該会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

(支払方法等)

第18条 会員が購入した指定席(購入取消手続きが行われたものを除きます。)に係る指定席料及びキャンセル料の支払い並びにその内容の承認については、JRASS及び提携カード会社の定める会員規約に基づくものとします。

(会員番号等の通知及び秘密保持)

第19条 JRAは、会員に対して会員番号及び暗証番号(ネットパスワードを含みます。以下同じ。)並びに予約制度に係る電話番号(以下「電話番号」といいます。)及びインターネットアドレスを通知するものとします。

2 会員は、前項の会員番号及び暗証番号が第三者に漏らしてはなりません。

3 会員は、会員番号又は暗証番号が第三者に漏洩しずおそれのある事態が発生した場合には、その旨を直ちに書面等によりJRAに届け出なければならないとします。

(禁止事項)

第20条 会員及びその同伴者は、競馬に関する法令を遵守し、JRAの定める諸規則・決まりに反してはなりません。

2 会員及びその同伴者は、予約制度により購入した指定席の利用日において、同日に発売される他の指定席を購入してはなりません。

3 会員又はその同伴者が前2項の規定に違反した事実が認められたときには、JRAは当該会員の会員登録を取り消すことができるものとします。

(入場拒否)

第21条 JRAは、次の各号のいずれかに該当する会員に対して、競馬場への入場を拒否します。

- (1) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (2) 他人の勝馬投票券の購入を妨害し、又は強制し、若しくはこれに故なく干渉した者
- (3) 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって、不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者

会員約定

(5) 競馬の公正を害し、又は競馬場の秩序を乱すおそれがある者

(6) 他人の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者

2 JRAは、同伴者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該会員及び同伴者の競馬場への入場を拒否します。

3 JRAは、前2項の規定により競馬場への入場を拒否した場合においても、指定席料の返還を行わないものとします。

(退場命令)

第22条 既に入場している会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、JRAは競馬場からの退場を命じます。

- (1) 前条第1項各号に掲げる者
- (2) 違法な行為をし、又はしようとした者
- (3) 競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者
- (4) 飲酒泥酔して他人に迷惑をかけた者
- (5) JRAの許可を受けずに物品等を頒布し、又は宣伝した者
- (6) JRAの許可を受けずに寄附を募った者、又は物乞いをした者
- (7) 業として両替をした者
- (8) 業として物乞いをした者
- (9) 業として勝馬の予想をし、又はJRAの許可を受けずに物品を販売した者
- (10) 危険物の持込み、火気の使用、場所の占有その他の競馬場内の秩序を乱す行為をした者

2 JRAは、同伴者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該会員及び同伴者の競馬場からの退場を命じます。

3 JRAは、前2項の規定により競馬場からの退場を命じた場合においても、指定席料の返還を行わないものとします。

(競馬開催中止等の取扱い)

第23条 天災地変その他の事由により競馬が開催されなかった場合又は競馬が途中で中止となった場合であってJRAが別に定める条件に該当するときは、JRAは、当該開催日に係る予約をすべて取り消すものとします。

2 前項の場合において、当該開催日が日取りを変更して後日開催されるときであっても、会員は当該取り消された予約を変更後の開催日に持ち越すことは一切できないものとします。

(免責)

第24条 天災地変、通信障害、計算機障害その他やむを得ない事由により予約制度の運用上の支障が生じた場合、JRAは一切その責を負いません。

(欠格事項)

第25条 次に掲げる者は、会員になることはできません。

- (1) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (2) 未成年者
- (3) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (4) 中央競馬の事務に従事する者
- (5) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者
- (7) その他JRAが会員として不適格であると認めた者

(会員登録の取消し)

第26条 JRAは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員登録を取り消すことができるものとします。

- (1) JRAカード入会申込書に記載された事項が真実でなかったことが判明したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会員又はその同伴者が、第21条による入場拒否又は第22条による退場命令を受けたとき。
- (5) 会員であることを利用して不正な行為を行ったとき。
- (6) JRAカードの会員資格を喪失したとき。
- (7) その他JRAが必要と認めたとき。

(個人情報の取扱い)

第27条 会員が、JRAカード登録又は予約制度を利用する過程においてJRAが知り得た情報に関し、JRA及び機密保持契約を結んだ企業以外に会員の個人情報を開示することは原則としていたしません。ただし、次の各号に掲げる場合は個人情報を開示する場合があります。

- (1) 会員が、個人情報の開示に同意している場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- (3) 印刷・発送業務等の予約制度に関する業務を第三者に委託する場合

(その他)

第28条 JRAは、必要と認めるときにはこの約定を変更できるものとし、変更後の約定は全ての会員に適用するものとします。この場合において、JRAは当該変更事項を会員に通知するものとします。